

高所作業車運転技能講習のご案内

労働安全衛生法により、作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転には、この資格が必要となります。当センターでは下記により、高所作業車の運転技能講習を実施いたしますのでお申し込み下さい。

受講資格

- ・普通、大型、大型特殊自動車運転免許保持者
- ・フォークリフト運転技能講習修了者

受講料等

35,500円 [内訳] 受講料34,000円 (含消費)、テキスト代1,500円 (含消費税)

受講延べ日数・講習時間

学科1日、実技1日 計2日間

学科 午前8:30から17:40まで (受付午前8:00から)

実技 午前8:30から17:30まで (受付午前8:00から)

当日は定刻10分前までに受付を済ませて下さい。

定員

- 10名 随時、受付けています。但し定員になり次第締め切ります。
(受講者が20名以上の場合は出張講習も行いますのでご連絡下さい)

申込手続

- (1) 先ずご希望日に定員の空きがあるかどうか、必ず電話で日程調整して下さい。
- (2) 日程調整できましたら、受講申込書に必要な事項を記入し、当センターへFAXして下さい。
(該当の免許証又は修了証の写しを添付のこと)
- (3) FAXが着きましたら、
案内・受講票・郵便振替用紙(受講料振込用)をお送りいたします。
- (4) 受講料の振込み
受講日の10日前までに、郵便局へ振り込んで下さい。
なお、銀行振込の場合は
群馬銀行 大胡支店 普通0729844をご利用ください。
申込後の受講料は返却しませんのでご了承ください。
振込がない場合は、キャンセルしたものとしますのでご注意ください。

受講の一部免除について

- (1) 免除科目 「高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識」
- (2) 免除対象者 ①移動式クレーン運転士免許保持者
②小型移動式クレーン技能講習修了者
- (3) 免除手続 申込書所定欄に記入し、写し添付欄に免許のコピー又は修了証のコピーを糊付けしてFAXして下さい。
※この手続は必ず申込時に行ってください。受講当日に申し出ても免除されません。
なお、免許証・修了書(原本)を講習当日、受付にて提示してください。
- (4) 講習時間等 第1日目の午後、途中退出(受講不要)となります。
(修了試験では「運転に必要な一般的事項に関する知識」は免除されます。)
- (5) 受講料 科目一部免除の方は、2,000円の減額となります。

その他

- (1) 駐車場は、教習センター南側並び北側にありますのでご利用ください。
- (2) 受講者の都合による当日の受講日変更はご容赦下さい。
- (3) 合格者には修了証を交付します。
- (4) 受講を欠席される場合は必ずご連絡ください。
ご連絡が無い場合、変更等の相談に応じることができません。